

石川海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、石川県沖合海域におけるまぐろはえなわ漁業の操業を次のとおり制限する。

令和4年1月28日

石川海区漁業調整委員会
会 長 稲 村 幸 雄

1 指示の内容

水深800メートル以浅の海域において、まぐろはえなわ漁業を操業してはならない。

2 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで